

還付金額の例（令和5年度市民税・県民税54,400円 仮特別徴収税額60,000円の場合）

税額決定通知書3枚目の記載例

公的年金の支払者が、下表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。  
地方税法第321条の7の8の規定により来年度の仮特別徴収税額を通知します。

公的年金特別徴収	支払者の名称	厚生労働大臣(日本年金機構)		
	支払者の法人番号	4011305001653		
	公的年金の種類	老齢基礎年金		
		徴収月	特別徴収税額(円)	
	令和5年度	仮特別徴収税額	4月	30,000
			6月	24,400
			8月	0
	令和5年度	特別徴収税額	10月	0
			12月	0
			2月	0
令和6年度	仮特別徴収税額	4月	0	
		6月	0	
		8月	0	

この例では、実際に引き落としされる額は  
4月、6月ともに30,000円となり、  
還付額は、6月分30,000円 - 24,400円  
= **5,600円**となります。  
また、8月分の公的年金からの特別徴収は中止となる  
ため、引き落としされません。

	4月	6月	8月
仮特別徴収税額 60,000円 (実際に引き落としされる金額)	30,000円	30,000円	0円
令和5年度市民税・県民税 54,400円	30,000円	24,400円	0円
還付額(差し引き額)	0円	5,600円	0円

令和5年10月から令和6年8月までは、公的年金からの市民税・県民税の引き落としはありません。

令和5年度の公的年金から特別徴収する金額は記載例のとおりとなります。ただし、本年4月・6月・8月は令和4年度に通知しました仮特別徴収税額で特別徴収されますので、その差額については後日還付いたします。なお、上記の記載例のように、令和5年8月の仮特別徴収税額が0円の場合は、8月は特別徴収されません。